# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正 する条例

公布年月日・番号 平成 23 年 3 月 18 日・東京都条例第 51 号

## 1 概要

#### (1) 改正理由

振替可能削減量等の管理を行う口座の適正な運用を図るため、削減量口座簿の開設等に関する手数料に係る規定及び一般管理口座の更新等に関する規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。

### (2) 改正内容

- ア 一般管理口座(指定地球温暖化対策事業者その他規則で定める者が開設を受けたものを除く。)の更新に係る手続を定める(第5条の21の2関係)。
- イ 管理口座に記録されている事項を証明する書面の交付に係る手続を定める(第5条の23の2関係)。
- ウ 一般管理口座の開設及び管理口座に記録されている事項を証明する書面の交付に係る 手数料の額を定める(第5条の23の3関係)
- エ 条例第8条の5に規定する、特定地球温暖化対策事業者等に対して行う措置命令に係る規定を整備する(第8条の5関係)

#### 2 施行日

平成 23 年 4 月 1 日

## 3 問合せ先

環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03-5388-3465

内線 42-171